

令和 5 年度

神栖市健全化判断比率に関する意見書

神栖市監査委員

神栖市長 石田 進 様

神栖市監査委員 池田 誠

神栖市監査委員 須田 光 一

令和5年度決算に基づく神栖市健全化判断比率に関する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による令和5年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和6年8月2日から令和6年8月21日まで

3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率について

令和5年度決算に基づく4指標（早期健全化基準及び財政再生基準）

健全化判断比率	神栖市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.84%	20%
連結実質赤字比率	—	16.84%	30%
実質公債費比率	4.2% ( 3.7%)	25.0%	35%
将来負担比率	27.8% (23.5%)	350.0%	

※赤字額がない場合は、「—」で表示している。また、( )内は令和4年度決算の数値である。

令和5年度

神栖市水道事業会計及び下水道事業  
会計に係る資金不足比率に関する意見書

神栖市監査委員

神栖市長 石田 進 様

神栖市監査委員 池田 誠

神栖市監査委員 須田 光一

令和5年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び下水道事業会計に係る  
資金不足比率に関する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による令和5年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び下水道事業会計についての資金不足比率の書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和6年8月2日から令和6年8月21日まで

3 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和5年度決算に基づく指標

比率名	水道事業会計	下水道事業会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

※赤字額がない場合は、「—」で表示している。